

平成 30 年 4 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 平成30年 4月13日 午後 1時30分
閉 会 平成30年 4月13日 午後 2時00分

2 出席委員等

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 橋 本 | 教育長 | 畑 | 委 員 | 平 塚 | 委 員 |
| 上 原 | 委 員 | 安 藤 | 委 員 | 千 | 委 員 |

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

| | | | |
|-----|-----------------|-----|-----------|
| 小 橋 | 教育次長 | 前 川 | 教育監 |
| 西 村 | 管理部長 | 細 野 | 指導部長 |
| 立久井 | 指導部理事 | 絹 谷 | 総務企画課長 |
| 村 上 | 保健体育課長 | 相 馬 | 高校教育課担当課長 |
| 下 村 | 総務企画課副課長 | 土 岐 | 総務企画課副課長 |
| 貴 島 | 総務企画課総括指導 主事 | 飯 田 | 高校教育課副課長 |
| 芝 崎 | 高校教育課副課長 | 杉 本 | 保健体育課副課長 |
| 柏 木 | 保健体育課総括指導 主事 | 岡 | 総務企画課副主査 |
| 奥 村 | 総務企画課主事 | | |

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 3月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 府立高校改革について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

- 現在、京都すばる高校が商業科として、「会計科」、「企画科」、「ビジネス探求科」の3つの学科を設置している。平成34年度から実施される高校の新しい学習指導要領を見据え、これらの学科の教育内容を組み直し、「起業創造科」、「企画科」として学科改編を検討中。
- 「起業創造科」は、会社・企業と一緒に地域課題解決に幅広く取り組む教育を通して、起業家マインドを養い、地元京都で地域創生に貢献するクリエイティブな人材を育成する学科にしたいと考えている。
- 「企画科」は、現在企画科で行っている教育に加え、国際的な視野を持ちながら、例えば、観光・商品開発で京都の強みを活かしたビジネスの展開や新しい発想で提案するなど、さらに内容を充実させたものにしたいと考えている。
- 同校の「情報科学科」は現行どおり継続。
- 実施時期は、平成31年度入学者選抜、つまり現在の中学3年生の入試から対応する予定。
- 今後は、高校から中学生に対して、新しい学科の魅力についてしっかりと説明を進めていきながら、8月頃の定例教育委員会において、選抜の募集定員等と併せて、関係規則の改正について審議していただく予定。

【質疑応答】

- 上原委員
8月に議案として提出ということだが、広報活動はいつから始めるのか。
- 相馬高校教育課担当課長
本日4月13日以降開始し、4月末から説明会などを行う予定。
- 上原委員
中学生に理解してもらえるよう、しっかり広報してもらいたい。
- 平塚委員
報告資料の「次期学習指導要領のポイント」の中に、習得する「技術」と、マーケティングと広告・販売促進に関する「技術」の2つの「技術」があるが、これらはどういう「技術」なのか。
- 貴島総務企画課総括指導主事
商業に関わるソフト面の技術。例えば、おもてなしのコミュニケーションに

かかわる技術や言葉遣いである。それらを総称している。観光に関する技術であれば、広報用のポスターの製作やおもてなしの技術が入ってくる。また、マーケティングに関する技術であれば、購買心理をつかみ、それに合わせたプロモーション活動をするなどである。

○ 平塚委員

現行の「企画科」と改編案の「企画科」は別の内容なのか。また改編案の「起業創造科」と「企画科」のポイントがまとめてあるが、その点を詳しく聞きたい。

○ 相馬高校教育課担当課長

現行の「企画科」は、マーケティングなどの商品開発を中心に行っている。そしてビジネス探求科では、外国語や歴史文化・観光を学んでいる。改編後の「企画科」については、現在のビジネス探求学科と企画科のそれぞれで行っている内容を融合する予定。

○ 安藤委員

みやこめっせで行う合同説明会などで、学科のカリキュラム内容や試験内容など、踏み込んだ内容の説明はあるのか。

○ 相馬高校教育課担当課長

合同説明会などで、教育内容や教育課程などの説明をする予定。

イ 「京都府部活動指導指針」について

【村上保健体育課長の報告】

- 部活動運営の適正化と教員の長時間勤務の縮減や負担の軽減を図る目的とした、「京都府部活動指導指針」を策定した。
- 今回告示された新学習要領では、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」という文言が新たに追加されている。
- これまで部活動が果たしてきた意義も踏まえながら、生徒の心身の健康とバランスのとれた生活や成長の観点と、働き方改革における教員の長時間勤務の是正の観点の両面を踏まえて本指針を策定。
- 本指針は、中学校及び高校の体育系・文化系の部活動全体に関わるものである。これは、「当面の間は、文化系部活動の特性を踏まえつつ、今回の運動部のガイドラインに準じた取り扱いをするように」との文部科学省からの通知もあるためである。今後、文化庁において「文化系部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を進める予定。
- 指針の内容は3点ある。1点目は、練習時間・休養日の設定について。中学校の練習時間は、国のガイドライン通り平日2時間、休日3時間程度としており、休養日については、本府で本年1月から本格実施している土日を含む週2日以上にしている。
- 高校においては、練習時間は上限平日3時間、休日4時間程度としている。また休養日の下限は、昨年度の京都府の通知文と同様、週当たり1日以上としている。ただし教職員の働き方の観点あるいは生徒の健康面を踏まえ、月2回程度、土・日に休養日を設定することが望ましいと記載している。
- 練習時間や休養日の設定は、日常的に生徒の疲労感や心身の状態を的確に把握して設定することが重要であり、無計画な練習時間の設定や不規則な休養日での活動にならぬよう遵守し、合理的かつ効率的・効果的な部活動にしていく必要があると考えている。
- 2点目は、指導の在り方について。体罰や不祥事の防止、ハラスメントの根

絶、安全管理と事故防止などについて、平成25年度の「運動部活動での指導のガイドライン」の内容を踏まえ、記載している。

- 今後の部活動運営の在り方については、校長の役割を明確にし、「活動方針」及び「活動計画」を策定し広く公表することを明記した。これらを学校のホームページなどに記載することが理想だが、少なくとも生徒や保護者に対して書面で事前に活動計画を示すなど、開かれた部活動にしていくことが大切だと考えている。
- 3点目は、教職員の働き方改革の観点から、複数顧問の配置による当番制や地域人材の活用などによって、長時間勤務の解消や、時間外勤務の縮減を図るように、顧問教員の勤務時間の管理を行うことも記載している。
- 今後は、府内各校における部活動の在り方について、引き続き検討する予定としている。
- 4月20日に行われる当初校園長会議での説明後、通知文を発出し、保健体育課のホームページにも掲載する予定。また、引き続き指針の周知と取組のフォローアップに努めていきたい。

【質疑応答】

- 平塚委員
スキルアップコーチについて、「部活動指導員」と「外部指導者」、「顧問」の関係はどうなっているのか。
- 村上保健体育課長
部活動指導員と外部指導者は外部の人材である。部活動指導員は、学校の教員に代わって、単独での引率業務や指導ができる新たな学校職員として法整備された。一方、外部指導者は、学校の顧問の先生と共に専門的な技術を指導する立場にあり、単独で引率などができない。
なお、京都府が示した指針に基づき、各設置学校における方針を市町村教育委員会などが作成し、それを受け、各学校で活動方針が作成される。

ウ 平成29年度京都府教育委員会の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

【網谷総務企画課長の報告】

- 1点目は、情報公開制度の運用状況について。これは京都府教育委員会が保有している公文書について、京都府情報公開条例に基づいて公開請求があった件数についてまとめたものである。平成29年度は前年度から請求者数が増加したが、学校施設関係の設計書などの請求が増えたためである。
- 平成29年度の請求件数は2,177件であった。内訳は、学校の施設の設計図などが726件で3割強、児童生徒の学力調査や問題行動などに関するものが673件で3割強。残りは、教員採用試験に関するものが251件で12%程度。また、請求件数が増えたのは、教員の懲戒処分や鴨沂高等学校校舎改築工事関係の設計図書など、一度に大量の請求を行う者がいたため。
- 決定内容の部分公開とは、その文書中に、個人の情報が含まれているものがあつたとき、個人情報の部分を隠して公開したもの。
- 非公開の2件について。教員の人事異動に関する文書や、特定の教員の個人情報の公開を求めるといった、請求について非公開にした。
- 不存在とは、保存年数が経過して、保有していない文書に対する請求のときの回答である。

- 2点目は、個人情報保護制度の運用状況について。これは、京都府教育委員会が保有している個人情報について、京都府個人情報保護条例に基づいて本人から開示請求があった件数をまとめたものである。
- 平成29年度の請求件数は137件であった。内訳は、教員採用選考試験などの受験者からの請求が101件の7割以上。平成29年度の件数は前年度に比べ倍増した。
- 決定内容のうち、一部開示のものは、教員採用試験の面接などのコメント欄について不開示としたもの。

エ 平成30年度小・中・義務教育学校教頭の人事異動について【非公開】

(4) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項エについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告